

## 生成A I の利活用に伴う諸規定について

令和7年4月 全面改定

文部科学省が令和6年12月26日に公開した「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン Ver.2.0」（以下、文科省ガイドライン）に基づき、本校における「生成A I の利活用に伴う諸規定」（以下、本規定）について、次のように定める。

### 1. 生成A I の定義

- (1) 生成A I とは何か
- (2) 従来型の検索エンジンとの違い
- (3) 汎用人工知能（A G I）との関係

### 2. 生成A I の利用同意

- (1) 生徒の利用同意について
- (2) 生徒の利用を保護者が認めない場合

### 3. 生成A I の利活用手続き

- (1) 教員の利活用手続き
- (2) 事務職員等の利活用手続き
- (3) 生徒の実際の利活用について

### 4. 生成A I の利用時の禁止事項

- (1) 人間中心の原則に反する場合
- (2) 生成A I のリスクを技術的に避けられない場合
- (3) 個人情報やプライバシー、著作権の保護がなされない場合
- (4) その他、研究倫理に反すると認められる場合

### 5. 生成A I の利活用における注意点

- (1) 生成A I の不適切利用が発覚した場合
- (2) 公平性の担保
- (3) 透明性の確保、関係者への説明責任

### 6. 附則

### 7. 諸様式

- 様式1 生成A I の利用に関する不同意書（保護者→担任→情報管理者に提出）
- 様式2 生成A I 利用申請書兼許可書（教員→教頭に提出、事務職員→事務長に提出）
- 様式3 生成A I 利用者管理簿（教頭・事務長が記録、管理）
- 様式4 生成A I 利活用時のチェックリスト（教職員、生徒）

## 1. 生成A Iの定義

### (1) 生成A Iとは何か

本規定において用いられる「生成A I」という用語を次のように定める。

生成A I（Generative Artificial Intelligence）とは、利用者からの文章による指示（プロンプト）に対して、インターネット上にある膨大な量の情報を学習することで、その指示に対する回答を文脈に沿って生成することのできる人工知能のことをいう。

### (2) 従来型の検索エンジンとの違い

従来型の検索エンジンは、単語を入力して、その単語をもとに推測されるインターネット上のwebサイトを関連度の高い順に示すものであるが、生成A Iはインターネットにある情報を組み合わせたり、利用者からの文章による指示に沿って情報を整理したりして、新しい情報を生み出しうるものである。

### (3) 汎用人工知能（AGI）との関係

生成A Iは汎用人工知能（Artificial General Intelligence：人間がなし得る全ての知的作業を理解し、学習し、実行することができる人工知能のことをいう）の達成の途中過程において研究が進められているものであり、その成長速度は高度情報社会においてすさまじい勢いとなっているため、本規定はそのつど適宜見直されるべきものである。

## 2. 生成A Iの利用同意

### (1) 生徒の利用同意について

生成A Iを提供する各社の規定に基づき、本校生徒は保護者の同意の上で生成A Iを授業等において利活用することができる。ただし、生成A Iを提供する企業の規約にある年齢制限条項に生徒の年齢が届かない場合は、当該生成A Iについては利用できない。また、生成A Iの利活用は第4項ならびに第5項に記載する事項に則っておこなわれなければならない。

### (2) 生徒の利用を保護者が認めない場合

生徒の保護者は、生徒の生成A Iの教育現場での利活用に同意しない場合、「生成A Iの利用に関する不同意書（様式1）」を、所属するクラスの担任を通じて情報管理者に提出することで、生成A Iの利用不同意の意思を示すことができる。不同意書の提出がない場合は、原則として、生徒の生成A Iの授業等での利用に同意したものとする。ただし、その利活用は教育上必要最低限のものとし、教育現場でのみだりな利活用は固く禁じることとする。

## 3. 生成A Iの利活用手続き

### (1) 教員の利活用手続き

本校教員が教育目的で生成A Iを利活用する場合は、「生成A I利用申請書兼許可書（様式2）」を作成し、教頭に提出しなければならない。提出された申請書は校長の認可を経てそのまま許可書となり、教員はその写しを1部受け取ることとする。教頭は提出された申請書とともに、「生成A I利用者管理簿（様式3）」を作成し、記録しなければならない。

## (2) 事務職員等の利活用手続き

本校事務職員等が職務上生成A Iを利活用する場合は、「生成A I利用申請書兼許可書（様式2）」を作成し、事務長に提出しなければならない。提出された申請書は校長の認可を経てそのまま許可書となり、事務職員はその写しを1部受け取ることにする。事務長は提出された申請書とともに、「生成A I利用者管理簿（様式3）」を作成し、記録しなければならない。

## (3) 生徒の実際の利活用について

生徒の実際の授業等における生成A Iの利活用については、文科省ガイドラインに記された適切な利活用方法や、総務省情報流通行政局情報流通振興課の作成した資料である「生成A Iはじめの一步（[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/special/generativeai/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/)）」などの政府資料に基づく適切な利活用方法を順守しておこなわれなければならない。

## 4. 生成A Iの利用時の禁止事項

### (1) 人間中心の原則に反する場合

A Iの利用はあくまでも多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきものであって、各種法令等が定め、保障する基本的人権を侵害するものであってはならない。その上で、生成A Iの出力はあくまでも「参考のひとつである」「最適解であるとは限らない」ことを認識し、かつそのリスクや生じうる懸念を踏まえつつ、最後は個人が判断して生成A Iの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持たなければならない。そのような人間中心の原則に反する全ての行為について、それを禁じる。

### (2) 生成A Iのリスクを技術的に避けられない場合

学校は、生徒に対して、生成A Iを利活用する上で必要な教育について、生成A Iを利活用するあらゆる場面において指導しなければならない。その際、生成A Iの誤った出力（ハルシネーション）や、大量のデータにひそむ偏見や差別等のバイアスの再生産、生成A Iそのものの学習過程・出力過程の信頼性・透明性に対する懸念について、そのようなリスクがあることを十分に生徒に理解させる必要があり、このようなリスクに関する教育や指導が不十分で、それらのリスクを生徒が十分に理解できていない場合は、生成A Iの利活用を禁止する。

### (3) 個人情報やプライバシー、著作権等を含む知的財産権の保護がなされない場合

生成A Iに入力した情報はそのまま機械学習に利用されることがあり、生成A Iの回答として出力されるリスクがあるため、個人情報やプライバシーに関する情報の入力を一切禁じる。また、出力された回答に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれている場合も、その回答の利用はできないものとする。加えて、生成された回答に他者の著作物との類似性及び依拠性（創作的な表現が同一である、あるいは類似していること、及び既存の著作物の表現をもとに回答が生成されていることが明確であること）がある場合は著作権の侵害となりうることから、著作権等を含む知的財産権の保護が十分でないと思われる場合は生成A Iの利用を禁じるものとする。

(4) その他、研究倫理に反すると認められる場合

生成A Iを取り巻く環境は日々変化を続けており、本規定に定めのない事項がいつ生起してもおかしくない状況が想定される。そのため、本規定に定めのない事項においても、それが研究倫理や教育の理念に反する場合、あるいは第4項(1)～(3)に定める禁止事項に該当すると認められる場合は、生成A Iの利用を禁止する。

## 5. 生成A Iの利活用における注意点

(1) 生成A Iの不適切利用が発覚した場合

本規定第4項に定める禁止事項に抵触する場合、ないしは教育上不適切な利用であることが認められる事例が生起した場合は、その当事者が生徒である場合はただちに当該生徒からの聞き取りをおこなった上で、関係教員により生起した事例を共有し、情報モラル教育を含めた適切な指導をおこなうこととする。また、その当事者が教職員である場合、本人・第三者を問わずただちに管理職に事例が生起したことを報告し、生起した事実を申告しなければならない。

(2) 公平性の担保

特定の個人ないし集団に対する、人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教的信条等の多様な背景を理由とした、不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるために、生成A Iを利活用する際は、その学習データや入力する指示（プロンプト）、連携する外部サービス等によって偏った情報が含まれる可能性が十分にあることに留意し、生成A Iの利活用の上で公平性を欠くことがないように、回答に対しては利用者等人間の判断を必ず介在させる必要がある。

(3) 透明性の確保、関係者への説明責任

学校は、生成A Iを使用したサービスの利用目的やその実際の活用方法、生起しうるリスク等の必要な情報を整理し、生成A Iの利活用に関する透明性を確保し、かつ関係者への情報提供をおこなう等の説明責任を負う必要がある。そのため、本校においても、教職員や生徒、保護者等への説明の機会を適宜設け、問い合わせの窓口を設けることとする。

(問い合わせ窓口：大阪府立東高等学校 探究推進部 TEL:06-6354-1251 内線 20)

## 6. 附則

本規定は令和7年4月1日より施行される。

本規定の内容は、生成A Iを取り巻く状況の変化に応じて、適宜内容を見直すものとする。

大阪府立東高等学校長 様

## 生成A I の利用に関する不同意書

私は、貴校「生成A I の利活用に伴う諸規定について」第2項(2)に基づいて、貴校での教育活動において、保護する生徒が生成A I を利用することについて同意いたしません。

本不同意書を提出することで生じうる保護する生徒の教育上の不利益については、全て保護者の責任において引き受けます。

ただし、保護する生徒の成績評価に関しては、生成A I を利用しないことによる不利益が一切生じないようにご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 年 月 日

科 年 組 番 生徒名

保護者名 [押印不要]

学校確認欄			
受領日			
令和	年	月	日
承認日			
令和	年	月	日
破棄日			
令和	年	月	日

### 【本不同意書について】

- ・提出の際は所属するクラスの担任を通じてご提出いただき、学校では校長に委嘱された情報管理者が原本を保管し、学校確認欄に必要事項を記入後、その写しを生徒を通じてご家庭に1部お渡しします。
- ・不同意を撤回し、保護する生徒の教育活動での生成A I 利用に同意される場合は、担任を通じてご連絡ください。その場合、学校保管の原本にある学校確認欄の「破棄日」に日付を記入し、改めてその写しをご家庭に1部お渡しいたしますので、先の写しを破棄して新しいものを保管ください。
- ・本不同意書はあくまでも本校の教育活動における生成A I の利活用に関する保護者の不同意の意思のみを確認するものであり、生成A I を利用したあらゆる行為を制限するものではありません。

(本不同意書に関する相談窓口)

大阪府立東高等学校 探究推進部 (06-6354-1251 内線 20)

大阪府立東高等学校長 様  
(情報セキュリティ管理者)

### 生成A I 利用申請書兼許可書

申請日 令和 年 月 日

職員番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり、生成A I の利用について申請します。

#### 記

#### 1. 利用する生成A I サービス名 (サービス提供者名)

.....

#### 2. 利用目的 (利用する授業や校務の範囲・教育活動の内容や取り扱う情報などを具体的に記載)

.....

#### 3. 利用予定期間 (年度末までを最大期限とする)

開始日 令和 年 月 日 ~ 終了日 令和 年 月 日

#### 4. 事前確認事項

取り扱うべきでない (入力すべきでない) 事項		確認欄
① 重要度 I、II、III の情報 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」第16条 ② 非公開の情報 「情報公開事務の手引き (令和5年4月版)」 P5~7 ※個人情報等の定義： 「 <a href="#">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関編)</a> 」 P13~16		<input type="checkbox"/> 確認した
リスク及び留意点		確認欄
① 入力した質問内容が意図せず公開されてしまうおそれ	「入力した質問内容は、インターネット上に保存され、誰でも見ることができ」ということに留意し、大阪府情報公開条例第8条、第9条の規定を踏まえ、個人情報等の非公開情報は入力しない。	<input type="checkbox"/> 確認した
② 間違った回答内容をそのまま活用してしまうおそれ	「不正確な回答が含まれる可能性が高い」ということに留意し、回答内容を活用する前に、必ず内容の正誤を確認する。	<input type="checkbox"/> 確認した
③ 気づかないまま著作権を侵害してしまうおそれ	「回答内容を活用した場合、著作権を侵害するかもしれない」ということに留意し、リスク②と同様、回答内容を活用する前に、必ず著作権侵害の有無を確認する。	<input type="checkbox"/> 確認した

上記の利用目的、利用予定期間での利用について承認します。

許可日 令和 年 月 日

大阪府立東高等学校長

# 生成A I 利用者管理簿

大阪府立東高等学校

保管者 職名 氏名 \_\_\_\_\_

次のリストは 令和 \_\_\_\_\_ 年度 に「生成A I 利用申請書兼許可書」を提出した教職員のうち、  
生成A I の利用が許可された者の一覧である。

【 \_\_\_\_\_ 】 ページ目

職員番号	氏名	利用するサービス名	利用目的	利用開始日	利用終了日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日
				令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 _____ 年 ____ 月 ____ 日

## 生成A I 利活用時のチェックリスト

### 【教職員】

職員番号

氏名

- 生成A I を利活用する目的が明確であるか
- 利活用する生成A I の特性やできることの限界を理解しているか
- 個人情報や機密情報を含むデータを入力していないか
- 生成A I の出力結果を必ず確認し、誤情報がないことをチェックしているか
- 著作権や倫理的な観点に配慮した利活用をおこなえているか
- 生徒に対して生成A I の適切な使い方を指導ながら利活用できるか
- 生成A I を利活用しない生徒への配慮が十分にできているか
- 学校全体の定めた指針やルールに則った利活用ができているか

令和 年 月 日 確認

### 【生徒】

科 年 組 番 名前

- 生成A I を利活用する前に、先生の指示や学校のルールを確認したか
- 生成A I の出力をそのまま使用せず、自分で内容を確認し、修正したか
- 個人情報や他人のプライバシーに関わる情報を入力していないか
- 著作権を侵害するような使い方をしていないか
- 生成A I にはじめから依存せず、自分で考えることを大切にしているか
- 不適切な内容（差別的・攻撃的な表現など）を生成しないよう留意したか
- 生成A I の結果が間違っている可能性があることを理解しているか

令和 年 月 日 確認